

会社法第803条第1項に基づく事前備置書類  
(株式移転に関する事前備置書類)

株式会社ランドコンピュータ

2025年12月26日

## 株式移転に係る事前備置書類

東京都港区芝浦四丁目13番23号

株式会社ランドコンピュータ

代表取締役社長 福島 嘉章

株式会社ランドコンピュータ（以下「当社」といいます。）と株式会社東邦システムサイエンス（以下「TSS」といい、当社とTSSを総称して、以下「両社」といいます。）は、共同株式移転の方式により、2026年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両社の完全親会社となる株式会社トランヴィア（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）といたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

### 1. 株式移転計画書

別添1をご参照ください。

### 2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

#### (1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「本株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

##### ① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	当社	TSS
株式移転比率	1	1.27

##### （注1）本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、TSSの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.27株をそれぞれ

割当て付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100 株とする予定です。

本株式移転により、当社又は TSS の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注 2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）：普通株式：39,975,987 株

上記は当社の 2025 年 9 月 30 日時点における発行済株式総数（17,967,900 株）及び TSS の 2025 年 9 月 30 日時点における発行済株式総数（20,798,988 株）に基づいて記載しております。但し、両社は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が 2025 年 9 月 30 日時点で保有する自己株式である普通株式 15,734 株及び TSS が 2025 年 9 月 30 日時点で保有する自己株式である普通株式 3,457,396 株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、両社の株主の皆様に割り当てられる共同持株会社の株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、当社の株式を 100 株以上、又は TSS の株式を 79 株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元である 100 株以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社又は TSS の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100 株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元

未満株式を買い取ることを請求することができます。

## ② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率の算定にあたり、本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、TSS は SMB C 日興証券株式会社（以下「SMB C 日興証券」といいます。）を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社は、下記「⑤公正性を担保するための措置」の「(a) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「⑤公正性を担保するための措置」の「(b) 独立した法律事務所からの助言」に記載の森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの法的助言、並びに当社及びそのアドバイザーが TSS に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は当社株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

TSS は、下記「⑤公正性を担保するための措置」の「(a) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得」に記載の第三者算定機関である SMB C 日興証券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「⑤公正性を担保するための措置」の「(b) 独立した法律事務所からの助言」に記載の中村・角田・松本法律事務所からの法的助言、並びに TSS 及びそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は TSS 株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務状況、株価動向、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の

皆様の利益に資するものとの判断に至り、2025年11月13日に開催された各社取締役会において、本経営統合契約（当社及びTSSとの間の2025年11月13日付経営統合契約書をいいます。以下同じです。）の締結について決議の上、本経営統合契約を締結するとともに本株式移転計画（本株式移転に関する株式移転計画書をいいます。以下同じです。）を共同で作成いたしました。

### ③ 算定に関する事項

#### ア. 算定機関の名称及び両社との関係

野村證券及びSMB日興証券のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式移転に係る野村證券及びSMB日興証券の報酬には、本株式移転の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式移転の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれております。

#### イ. 算定の概要

野村證券は、本株式移転比率について、両社の株式がともに東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、両社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、TSSの普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

株式移転比率の算定レンジ	
市場株価平均法	1.16～1.43
類似会社比較法	0.84～1.27
DCF法	1.18～1.34

なお、市場株価平均法については、2025年11月12日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2025年11月6日から算定基準日までの5営業日の株価終値単純平均、2025年10月14日から算定基準日ま

での1ヶ月間の株価終値単純平均、2025年8月13日から算定基準日までの3ヶ月間の株価終値単純平均、2025年5月13日から算定基準日までの6ヶ月間の株価終値単純平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証等は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2025年11月12日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、TSSの財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券が DCF 法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券が DCF 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの当社の事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期においては、2024 年 3 月期末から 2025 年 3 月期第 1 四半期に発生した大規模不採算プロジェクトが 2025 年 3 月末で終了し、損失発生要因が解消されたことを主因とし、2026 年 3 月期は前事業年度比で大幅な営業利益、EBITDA の増加（それぞれ前事業年比 39% 増加、36% 増加）及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加（前事業年比 134% 増加）を見込んでおります。また、野村證券が DCF 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの TSS の事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれておりません。

S M B C 日興証券は、本株式移転比率について、両社の株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法を、両社と比較的類似する事業を手がける上場

会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するため DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株を割り当てる場合に、TSS の普通株式 1 株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したもので

	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1. 17～1. 43
類似上場会社比較法	1. 03～1. 35
DCF法	0. 83～1. 43

市場株価法については、2025 年 11 月 12 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値の単純平均値（円未満四捨五入）を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

SMB C 日興証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提しております。

また、SMB C 日興証券が DCF 法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、SMB C 日興証券が DCF 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの TSS の事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれておりません。また、SMB C 日興証券が DCF 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの当社の事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅な

フリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期においては、2024年3月期末から2025年3月期第1四半期に発生した大規模不採算プロジェクトが2025年3月末で終了し、損失発生要因が解消されたことを主因とし、2026年3月期は前事業年度比で大幅な営業利益、EBITDAの増加（それぞれ前事業年比39%増加、36%増加）及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加（前事業年比36%増加）を見込んでおります。

#### ④ 共同持株会社の上場申請に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は、共同持株会社の設立登記日である2026年4月1日を予定しております。

また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の株式の上場に先立ち、2026年3月30日に両社の株式は東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された共同持株会社の株式を取引することができます。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の株式の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

#### ⑤ 公正性を担保するための措置

両社は、本株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために下記の措置を講じております。

##### (a) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

当社は、本株式移転比率の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である野村證券より、2025年11月12日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。株式移転比率算定書の概要は、上記「③算定に関する事項」をご参照ください。また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券の分析及び助言を参考としてTSSと交渉・協議を行い、上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年11月13日

開催の取締役会において決議いたしました。なお、当社は野村證券から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、TSS は、本株式移転比率の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である S M B C 日興証券より、2025 年 11 月 12 日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。株式移転比率算定書の概要は、上記「③算定に関する事項」をご参照ください。また、TSS は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である S M B C 日興証券の分析及び助言を参考として当社と交渉・協議を行い、上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率により本株式移転を行うことを 2025 年 11 月 13 日開催の取締役会において決議いたしました。なお、TSS は S M B C 日興証券から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

#### (b) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式移転の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会における意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

他方、TSS は、本株式移転の法務アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会における意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所は、いずれも両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

#### ⑥ 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、両社の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

#### (2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び

準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

① 資本金の額	20 億円
② 資本準備金の額	5 億円
③ 利益準備金の額	0 円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、両社が協議のうえ、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しています。

3. 会社法第 773 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. TSS に関する事項

- (1) 最終事業年度（2025 年 3 月期）に係る計算書類等の内容

別添 2 に記載のとおりであります。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以上

別添1

株式移転計画書

(次頁以降に添付のとおり)

## 株式移転計画書（写）

株式会社東邦システムサイエンス（以下「甲」という。）及び株式会社ランドコンピュータ（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

### 第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

### 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

#### (2) 商号

新会社の商号は、株式会社トランヴィアとし、英文では Toranvia Co., Ltd. と表示する。

#### (3) 本店所在地

新会社の本店の所在地は東京都文京区とする。

#### (4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

### 第3条（新会社の設立時取締役の氏名、設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役（代表取締役会長に選定予定）：小坂 友康

設立時取締役（代表取締役社長に選定予定）：福島 嘉章

設立時取締役： 笹沼 一寿

設立時取締役：砂賀 昌代  
設立時取締役：石井 孝典  
設立時取締役：山村 敬一  
設立時取締役：弘長 勇  
設立時取締役：奥野 文俊  
設立時社外取締役：森田 宏之  
設立時社外取締役：植村 明  
設立時社外取締役：秋田 一郎  
設立時社外取締役：木村 ひろみ

2. 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

設立時監査役：田邊 直樹  
設立時社外監査役：工藤 克彦  
設立時社外監査役：廣瀬 利彦

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

#### 第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i) 甲が基準時に発行している普通株式数の合計に1.27を乗じた数、及び(ii) 乙が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
  - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1.27株
  - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。）第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

#### 第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 20億円

(2) 資本準備金の額	5 億円
(3) 利益準備金の額	0 円

#### 第 6 条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2026 年 4 月 1 日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第 7 条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2026 年 1 月 16 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2026 年 1 月 16 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第 8 条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所のプライム市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手続を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

#### 第 9 条（剰余金の配当）

1. 甲は、①2025 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式 1 株あたり 20 円を上限として、②2026 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式 1 株あたり 25 円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、①2025 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式 1 株あたり 19 円を上限として、②2026 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式 1 株あたり 19 円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

## 第 10 条（自己株式の取扱い）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

## 第 11 条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつそれぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行うものとする。
2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

## 第 12 条（本計画の効力）

本計画は、第 7 条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

## 第 13 条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

## 第 14 条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月13日

甲： 東京都文京区小石川一丁目12番14号  
株式会社 東邦システムサイエンス  
代表取締役社長 小坂 友康 印

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月13日

乙： 東京都港区芝浦四丁目13番23号  
株式会社 ランドコンピュータ  
代表取締役社長 福島 嘉章 印

## 別紙

## 定款

### 第1章 総則

#### 第1条（商号）

当会社は、株式会社トランヴィアと称し、英文では Toranvia Co., Ltd. と表示する。

#### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）及び組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式又は持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 各種ソフトウェアに関するコンサルティング、企画、設計、開発並びに各種ソフトウェア販売及び運用、保守管理
- (2) コンピューターシステム及び周辺機器・関連用品の販売、レンタル
- (3) IT インフラ・ネットワーク環境の企画、設計、構築、導入及び運用、保守管理
- (4) クラウドサービス等のインターネットアプリケーションに関するコンサルティング、企画、設計、構築、導入及び運用、保守管理
- (5) IT 機器やシステムを活用したデータ処理、情報検索、調査・分析業務の受託
- (6) 業務の IT 化・DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に関するコンサルティング
- (7) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (8) 上記に付帯する一切の業務

#### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都文京区に置く。

#### 第4条（公告方法）

1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

### 第2章 株式

#### 第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、120,000,000 株とする。

## 第6条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

## 第7条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

## 第8条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第9条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

## 第10条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第11条（基準日）

1. 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

## 第3章 株主総会

## 第12条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある

場合に招集する。

#### 第 13 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### 第 14 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第 15 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができます。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

#### 第 16 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 17 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

#### 第 18 条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

#### 第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、16名以内とする。

#### 第 20 条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

#### 第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長を1名、取締役社長を1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

#### 第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 取締役会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### 第 24 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。  
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### 第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 30 条（取締役との責任限定契約）

当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第 5 章 監査役及び監査役会

#### 第 31 条（監査役及び監査役会の設置）

当会社は、監査役及び監査役会を置く。

### 第32条（監査役の員数）

当会社の監査役は、6名以内とする。

### 第33条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第34条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第35条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### 第36条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

### 第37条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 第38条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

### 第39条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

### 第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 41 条（監査役との責任限定契約）

当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第 6 章 会計監査人

#### 第 42 条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

#### 第 43 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第 44 条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第 45 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

#### 第 46 条（会計監査人との責任限定契約）

当会社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第 7 章 計算

#### 第 47 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 48 条（剰余金の配当等）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。
2. 当会社は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

#### 第 49 条（配当の除斥期間）

1. 剰余金の配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

## 第8章 附則

### 第50条（最初の取締役及び監査役の報酬等）

1. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役の金銭報酬に関する報酬等の総額は、年額500百万円以内とする。
2. 前項の金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内とする。

対象取締役に対し、当会社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当会社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(1)ないし(4)の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

また、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、当会社普通株式の株式分割（当会社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

- (1) 譲渡制限付株式には、譲渡制限付株式I型と譲渡制限付株式II型の2種類があるものとし、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、その種類に応じて以下に定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。
  - i. 譲渡制限付株式I型：20年間から30年間までの間で当会社取締役会が定める期間
  - ii. 譲渡制限付株式II型：3年間から5年間までの間で当会社取締役会が定める期間
- (2) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社の取締役の地位から退任した場合には、当会社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。
- (3) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当

会社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当会社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要しない場合においては、当会社取締役会）で承認された場合には、当会社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当会社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 第 40 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬等の総額は、年額 50 百万円以内とする。

#### 第 51 条（最初の事業年度における中間配当等）

当会社は、取締役会の決議によって、2026 年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

#### 第 52 条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の定期株主総会終結の時をもって自動的に削除するものとする。

**別添2**

**TSS の最終事業年度（2025年3月期）に係る計算書類等の内容**  
**(次頁以降に添付のとおり)**

# 事業報告

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

## I. 会社の現況

### 1.当事業年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり、経済活動の正常化が進展し、緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇の継続や海外における通商政策の影響等で景気の下振れ懸念等が出ており、先行きは不透明な状況が続いております。

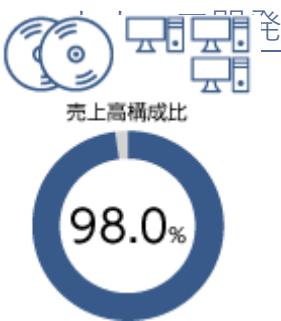
サービス産業動態統計調査（総務省 2025年2月分速報）によると、当社が属する情報通信業（大分類）の売上高は前年同月比11.1%増、情報サービス（中分類）は同12.2%増と順調に推移しております。また、日銀短観（2025年3月調査）におけるソフトウェア投資額2025年度（計画）は前年度比4.3%増と小幅なプラスに留まっているものの、企業のIT投資は、その中心をDX（デジタルトランスフォーメーション）による業務プロセス・業務システムの変革へと移行してきており、引き続き拡大傾向にあります。

このような環境のもと、当社は「長期経営ビジョン2030」（2022-2030）並びに「中期経営計画」（2022-2027）に基づき、「お客様と共に未来を創る」をスローガンに掲げ、以下を重点施策に取り組んでまいりました。

- ① 営業力の強化
- ② 開発力の強化
- ③ デジタルビジネスへの注力
- ④ 事業ポートフォリオの変革
- ⑤ サービスビジネスの構築
- ⑥ 資本コストや株価を意識した経営の推進とコーポレートガバナンスの高度化対応
- ⑦ サステナビリティ経営の推進
- ⑧ M&Aによる事業規模拡大の検討

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は17,342百万円（前期比6.5%増）、営業利益は1,658百万円（同5.3%増）、経常利益は1,627百万円（同2.8%増）、当期純利益は1,194百万円（同10.4%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。



#### 売上高

16,991 百万円（前期比 6.9%増）

#### イ 金融ソリューション

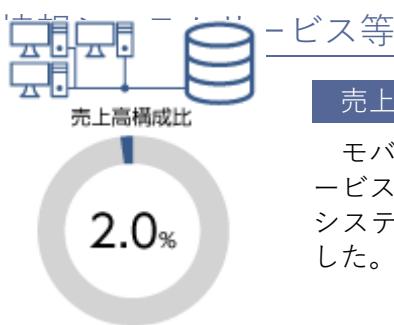
当社の強みである金融業務知識とIT技術の融合により、顧客に対し新事業の創出やITコストの最適化を図ってまいりました。各セグメントの業績は下記のとおりであり、金融ソリューションの売上高は12,296百万円（前期比3.4%増）となりました。

領域	売上高 (前期比)	売上高増減要因
銀行	2,979百万円 (13.4%増)	大手銀行のDX化推進 ネットバンキング、次世代RTGS案件拡大
証券	1,219百万円 (6.7%減)	スマホ・ネット系証券の案件対応の区切り
生命保険	2,482百万円 (1.4%減)	大規模基幹システム刷新案件の中止
損害保険	4,145百万円 (4.0%減)	基幹システム刷新案件の区切り 商品改定対応拡大
その他金融	1,469百万円 (31.4%増)	カード・クレジット領域でのDX案件拡大 政府系機関の基幹システム刷新案件の継続

#### ロ 非金融ソリューション

活況なDX対応ニーズに応えるべく技術オrienテドな志向で案件の受注に努め、法人顧客に対する業務の効率化やマーケティング支援、コンシューマーのサービスレベル向上に努めてまいりました。公共領域においては行政手続きのオンライン化が継続し、運輸、医療福祉、情報サービス領域では、新規顧客の獲得や隣接領域の開拓が進んだことで非金融ソリューションの売上高は4,695百万円（同17.1%増）となりました。

以上の結果、ソフトウェア開発の売上高は16,991百万円（同6.9%増）となりました。



**売上高** 351 百万円（前期比 8.2%減）

モバイル証券会社におけるクラウドベースのシステム運用及び監視サービス業務は継続したものの生保等の運用保守サービスが減少した情報システムサービス等の売上高は351百万円（前期比8.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は23,051千円であり、その主なものは、本社の内装工事等に係る費用が6,239千円、社内システムへの投資に係る費用が3,786千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

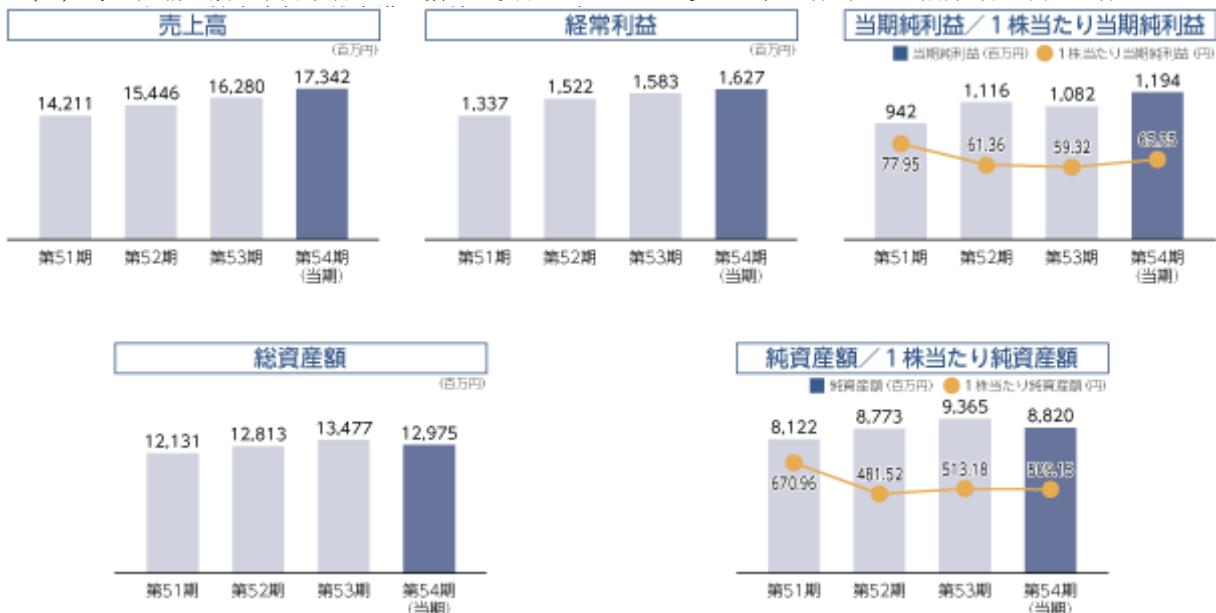
該当事項はありません。

## 2. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第51期 2022年3月期	第52期 2023年3月期	第53期 2024年3月期	第54期 2025年3月期 (当事業年度)
売上高	14,211,055	15,446,315	16,280,472	17,342,598
経常利益	1,337,297	1,522,151	1,583,414	1,627,234
当期純利益	942,733	1,116,619	1,082,065	1,194,944
1株当たり当期純利益	77円95銭	61円36銭	59円32銭	65円35銭
総資産額	12,131,513	12,813,045	13,477,096	12,975,071
純資産額	8,122,803	8,773,699	9,365,684	8,820,852
1株当たり純資産額	670円96銭	481円52銭	513円18銭	509円15銭

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株



### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係  
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

### 4. 対処すべき課題

#### (1) 金融以外のストック収益の向上

当社が強みとする金融ソリューションをより一層強化するとともに、更なる収益基盤の拡大を図るためにDX対応が活況な非金融領域におけるソリューション提供を積極的に推進してまいりました。今期は、大型の金融ソリューション案件に対応しつつ、行政手続きのオンライン化を中心とした公務に加え、DX投資が活況な運輸、医療福祉、情報サービス等幅広くビジネス変革を推進し、売上を拡大してまいりました。

今後も、リスクコントロール経営による安定収益の確保を目的に、業務提携契約を締結した日鉄ソリューションズ株式会社及び株式会社ランドコンピュータとの戦略的互恵関係をより一層強化し、非金融領域の保守拡大を推進することで事業ポートフォリオの変革を図り、更なる事業拡大に努めてまいります。

#### (2) デジタルビジネスへの注力

様々なデジタルコンテンツを自動生成する「生成AI」、DX基盤の要となる「クラウド構築」やDX開発における標準プロセスとも言える「アジャイル開発」、データドリブン経営を支える「データの取得・蓄積・分析」、これらをキーワードに案件を受注してまいりました。

今後も、不確実性の高い社会情勢を的確に捉え、高付加価値ビジネスへの転換を図るために、データの利活用やネットサービスビジネス等、顧客にとって付加価値の高い開発エリアに注力し、更なる売上・利益の確保を図ってまいります。

#### (3) サービスビジネスの拡大

新たな収益モデルの確立を図るために、人月ビジネスからの脱却を図り、ボラティリティの高い労働集約型の受託開発だけでなく、安定的な収益確保が見込めるサービス提供型ビジネスの創出を図ってまいりました。具体的には、スマートフォンを活用した証券業務の運用ビジネス、災害対策システムのサービス化、海外を含む他社プロダクトとの融合によるソリューション提供、生成AIやメタバースを活用した研究開発等を推進してまいりました。

今後も、これらの独自戦略に加え、顧客に対してビジネス価値を提供するため、自社のみならずパートナー企業との戦略的な互恵関係を築きながら、新たなサブスククリプション型ビジネスモデルを創出し、更なる売上・利益を確保してまいります。

(4) エンドユーザ取引の拡大

高付加価値ビジネスを推進するため、エンドユーザからのシステム開発受注や社員代替による顧客業務支援を強化してまいりました。今後、顧客によるシステムの内製化が加速することに伴い、既存顧客とより一層の関係強化を図るとともに、新たなエンドユーザ開拓を積極的に推進してまいります。その実現に向けては、今般、構築した営業マネジメントシステムを活用し、戦略的な営業活動を展開するとともに、DX時代に不可欠である顧客の課題解決や付加価値創出といった新たなビジネス価値提供を目的とした提案型営業に注力し、企業競争力の向上を図ってまいります。

(5) ソフトウェア品質及び生産性の抜本的向上

高品質なソフトウェアを提供すべく、PMO組織によるプロジェクト監視を徹底し、品質の向上を図ってまいりました。今後も、継続的な改善活動を通じ、不採算プロジェクトの予兆検知や低利益プロジェクトの改善を行い、収益性の向上を図ってまいります。さらに、生成AIを活用しソフトウェア開発プロセスの自動化に加え社内の業務プロセスを最適化することで、生産性の抜本的向上を実現し、更なる売上・利益の確保を図ってまいります。

(6) 資本コストや株価を意識した経営の推進

これまで培ってきた資産およびケイパビリティを活かしながら、自社単独での事業拡大に向けた各種施策とともに、アライアンス強化を目的としたM&A投資や自社株式の公開買付など、株主還元施策を積極的に推進してまいりました。また、株主通信や決算説明会による対話機会の創出、開示資料の英訳化等、広報IRの強化も行ってまいりました。

今後、飛躍的に事業を拡大させるためには、DX人財の確保・育成に加え、新たな事業領域や技術領域を獲得することが必須と考えており、当社単独で10%成長を遂げるとともに、より一層のM&A投資を積極的に推進し、2027年度までに300億円、2030年度までに500億円の売上規模達成を目指してまいります。そして、プライム市場への継続的かつ安定的な上場維持とともに次期TOPIX構成銘柄への採用を目指し、資本を戦略的かつ効率的に配分することで、成長投資の最大化と、株主還元のバランスを実現し、長期的な価値創造を実現してまいります。

(7) 人的資本の抜本強化

「全ての社員がいきいきと働ける職場・組織を追求する」という目的のもと、働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいりました。その結果、女性活躍推進認定企業として、厚生労働省より最高位である「えるぼし認定3つ星」を取得しました。また、社員の働きがい向上とともに、生産効率をより一層高めることを目的に、今般、人財開発本部を新設しました。

今後も、DE&Iの推進を継続とともに、今般、構築した人的資本マネジメントシステムを活用し、採用から教育、実践までをシームレスにつなぎ、社員の能力を早期かつ飛躍的にアップデートすることで、社員の成長実感を醸成するとともに、飛躍的な事業成長を図ってまいります。

#### (8) ガバナンスの強化、環境経営の推進

実効性の高い経営体制を構築するとともに取締役会の機能向上を図り、プライム市場における上場維持基準の継続的かつ安定的な適合に努めてまいりました。また、環境経営の推進として、新たな価値創造と社会貢献に向けたESG活動を推進するサステナビリティ委員会にてKPIを設定し、その達成に向けた活動を行うとともに、サステナビリティサイトを通じて投資家との対話を促進してまいりました。当社は、地球環境問題に関する国際的な非営利団体であるCDP(Carbon Disclosure Project)を活用することで気候変動への対応を推進することとしており、今般、前回よりも高い評価である「B」スコアを獲得するに至りました。

今後も、長期経営戦略「Vision500」ならびに新中期経営計画2027の実現のため、ガバナンス強化を継続的に推進しながら、CDPの対応促進として、バリューチェーンエンゲージメント活動の検討やカーボンニュートラル実現に向けた省エネ活動等を実施し、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

#### 5. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

区分	事業の内容
ソフトウェア開発	保険・証券・銀行など金融系ユーザ及び通信業向けを中心としたソフトウェア開発業務を行っております。
情報システムサービス等	ユーザのコンピュータの運用管理業務等を行っております。

#### 6. 主要な営業所（2025年3月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都文京区小石川一丁目12番14号

#### 7. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
633名	19名増	36.9歳	13.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員（23名）及びパート社員（3名）を含んでおり、他社への出向（1名）は含んでおりません。

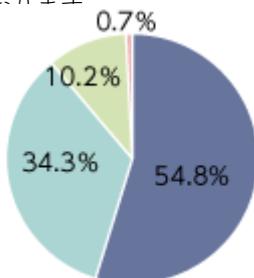
## II. 株式の状況（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 72,000,000株
2. 発行済株式の総数 17,324,618株（自己株式 3,474,370株を除く）
3. 株主数 10,740名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社UH Partners 3	1,712,200株	9.9%
東邦システムサイエンス従業員持株会	1,598,493	9.2
株式会社UH Partners 2	1,264,500	7.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,072,400	6.2
BIPROGY株式会社	877,500	5.1
日鉄ソリューションズ株式会社	584,700	3.4
渡邊一彦	539,270	3.1
光通信株式会社	533,850	3.1
篠原誠司	373,210	2.2
株式会社野村総合研究所	368,100	2.1

(ご参考) 所有者別株式数

- |             |            |
|-------------|------------|
| ■ 個人その他     | 9,491,280株 |
| ■ その他国内法人   | 5,936,536株 |
| ■ 金融機関・証券会社 | 1,775,942株 |
| ■ 外国法人等     | 120,860株   |



※自己株式3,474,370株は含まれておりません

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	7,914 株	3 名

### III. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### IV. 会社役員の状況

#### 1. 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小坂 友康	社長執行役員
取締役	笹沼 一寿	常務執行役員 営業開発本部長
取締役	砂賀 昌代	常務執行役員 経営企画本部長
取締役	渡邊 一彦	
取締役	柳瀬 俊也	
取締役	中森 伸一	
取締役	森田 宏之	綜合警備保障株式会社 社外取締役
常勤監査役	田邊 直樹	
監査役	木之下 圭	MS & ADシステムズ株式会社 常務執行役員 デジタルシステム本部長
監査役	兵働 広記	

- (注) 1. 取締役森田宏之氏は、2024年6月21日開催の第53回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。  
2. 取締役柳瀬俊也氏、中森伸一氏及び森田宏之氏は、社外取締役であります。  
3. 監査役木之下圭氏及び兵働広記氏は、社外監査役であります。  
4. 取締役柳瀬俊也氏、中森伸一氏、森田宏之氏及び監査役木之下圭氏、兵働広記氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。  
5. 取締役下島文明氏は、2024年6月21日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 3. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

#### 5. 取締役及び監査役の報酬等の額

##### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、常勤取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（非金銭報酬）により構成し、監督機能を担う非常勤取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬については月額の固定報酬としており、代表取締役社長が各取締役の責任と役割等を総合的に評価・決定し、取締役会の諮問委員会であるコーポレートガバナンス委員会の審議・答申を踏まえたうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決議することとしております。また、株式報酬については、取締役会により決議された株式報酬規程に基づいて算定された個人別の割当株式数について、コーポレートガバナンス委員会の審議・答申を踏まえたうえで、取締役会において決議することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、代表取締役社長が取締役会の一任を受け、コーポレートガバナンス委員会の審議・答申を経たうえで、決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月24日開催の第39回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分が年額20,000千円以内）と決議されております。（ただし、使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で2019年6月21日開催の第48回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額40,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、1999年6月24日開催の第28回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

## (3) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長小坂友康がその具体的な内容について委任を受けるものとしております。委任された権限の内容は、個人別の報酬額の具体的な内容を決定する権限であり、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的と考えられるからであります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の人数
		基本報酬 (金銭報酬)	株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	112,590千円 (16,800千円)	97,500千円 (16,800千円)	15,090千円 (-)	8名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	20,400千円 (7,200千円)	20,400千円 (7,200千円)	-	3名 (2名)

- （注）1. 上記の支給人員には、2024年6月21日開催の第53回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。  
2. 株式報酬（非金銭報酬）は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

### (5) 非金銭報酬等の内容

取締役の非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、譲渡制限期間の異なる譲渡制限付株式Ⅰ型（以下、「Ⅰ型」という）及び譲渡制限付株式Ⅱ型（以下、「Ⅱ型」という）を設定し、株式株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めております。

Ⅰ型は株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、譲渡制限期間を20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間、Ⅱ型は中期経営計画に代表される当社の中長期的な業績及び株価の上昇に向けた中期インセンティブとして、譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間としております。

## 6. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職の状況等

社外取締役森田宏之氏は綜合警備保障株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役木之下圭氏はM S & A D システムズ株式会社の常務執行役員であります。同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

### (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	柳瀬俊也	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。 なお、同氏には、経営者としての経験を活かし、当社経営への助言及び業務執行の適切な監督を行っていただくことを期待しており、当事業年度においては、取締役会において、経営方針や経営戦略について、自らの知見と経験に基づき助言を行ってまいりました。
社外取締役	中森伸一	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。 なお、同氏には、経営者としての経験を活かし、当社経営への助言及び業務執行の適切な監督を行っていただくことを期待しており、当事業年度においては、取締役会において、経営方針や経営戦略について、自らの知見と経験に基づき助言を行ってまいりました。
社外取締役	森田宏之	就任後開催の取締役会には、14回中14回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。 なお、同氏には、経営者としての経験を活かし、当社経営への助言及び業務執行の適切な監督を行っていただくことを期待しており、当事業年度においては、取締役会において、経営方針や経営戦略について、自らの知見と経験に基づき助言を行ってまいりました。
社外監査役	木之下圭	当事業年度開催の取締役会には、18回中17回出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、適宜質問、助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、19回中18回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	兵働広記	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、適宜質問、助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、19回中19回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
------------------------	----------

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	25,000千円
------------------------------------	----------

(注) 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は金融商品取引法上の監査に対する報酬等を含んでおります。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- (1) 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- (2) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## VI. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社における業務の適正を確保するため、また財務報告の適正性を確保するため必要な体制の整備をしております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社（TSS）は、「TSS基本理念」、「TSS企業行動原則」からなる「TSS企業行動基準」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び企業倫理を遵守した行動をとるための規範としております。

また、「通報及び相談規程」を定め、内部通報制度として「TSSヘルプライン」、社外通報制度として「パートナーホットライン」を設置・運営しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は「文書保存規定」を定め、取締役の職務の執行に関わる情報を文書にて保存・管理しております。

文書の保存期間は、主管部署ごとに「文書保存一覧表」として明示されており、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等は永久保存、株主総会関係書類は10年保存とするなど、重要な書類は長期に保存・管理しております。

#### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を定め、ビジネス上のリスクを識別し総合的にリスクをコントロールしております。また、内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制制度、リスク管理など全社レベルでの内部統制を行っております。

品質、情報セキュリティ、個人情報保護その他個別のリスクに対処するため専門の委員会を設け、リスクの把握及び対応を行っております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例開催しております。

また、経営と執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、経営上の最高意思決定を行う者を取締役、各業務部門の執行責任者である者を執行役員としております。

- (5) 監査役の補助使用人に関する事項及び監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、財務経理部又は総務部から監査役を補助すべき使用人を指名することとしております。  
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- (6) 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制、その他監査役監査の実効性を確保するための体制  
取締役及び使用人は当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に適宜報告するものとしております。  
なお、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。  
監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることがあります。  
また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査業務の達成を図ることとしております。
- (7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないこととしております。  
また、報告を行った者に対しては、通報及び相談規程に準じて報告者の保護と秘密保持に最大限の配慮を行うこととしております。
- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。  
また、監査役の職務の執行について生じる定常的な費用については、毎年予算化しております。

(9) 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、経理規程等を整備し、必要な内部統制環境を構築しております。

また、財務報告において不正や誤謬の発生するリスクを管理し、予防及び牽制を効果的に機能させることで、正確な財務諸表を作成するとともに、財務報告の信頼性・適正性を確保することに努めてまいります。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取り組みについて

①内部統制システムの重要な柱であるコンプライアンス体制についての有効性をさらに高める観点から、コンプライアンス委員会を設置しており、当事業年度は12回開催しました。同委員会において「行動推進方針及び実施計画」を策定し、i) コンプライアンス意識向上を目的とした教育の実施、ii) 監査機能が発揮されるための仕組みの運用、iii) コンプライアンス・リスクマネジメントの実効性向上、iv) 相談・通報制度の活用とコンプライアンスの4項目を重点施策として取り組みました。主な実施内容としては、社員意識向上のための全社教育、コンプライアンス違反のリスク周知、不正防止のチェック、リスク対応プロセスの明確化、社内外通報制度・相談窓口の活用及びパートナー企業へのアンケート調査などを行いました。

②代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を年5回開催しました。同委員会ではi) 通報及び法令遵守状況、ii) 労務状況、iii) コンプライアンス委員会の推進状況、iv) 財務報告に係る内部統制制度の運用状況、v) リスク管理規程に基づく全社的リスク評価結果、vi) 情報システム管理規程に基づくIT環境評価(年1回)等について報告を行いました。

(2) リスク管理について

当社は「リスク管理規程」に基づき、当社において発生しうるビジネス上のリスクを「ビジネスリスク・チェックリスト」により識別し、リスクの評価、リスクへの対応を行いました。当事業年度は「ビジネスリスク評価検討会」を年4回開催し、関係部署より、リスクへの対応方針、対応状況について確認・評価し、その結果を内部統制委員会に報告しました。また、個別のリスクに対応するため、品質管理委員会を年4回、セキュリティ委員会（情報セキュリティ・個人情報保護）を年4回開催しました。

(3) 取締役の職務の執行について

当事業年度は、定時取締役会11回、臨時取締役会7回の計18回の取締役会を実施しました。取締役会においては、法令・定款及び取締役会規程で定めた経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しました。

(4) 監査役の職務の執行について

- ①当事業年度は、定時監査役会12回、臨時監査役会7回の計19回の監査役会を実施しました。監査役会においては監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行状況、法令、定款等の遵守状況について監査しました。
- ②監査役は四半期決算毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、内部統制上又は経営上の重要な事項についての意見交換を実施しました。
- ③監査役は、取締役会等に出席するとともに、代表取締役、取締役、執行役員との定期的な意見交換を行いました。
- ④監査役は、内部監査担当から定期的に内部監査の結果報告を受ける等、相互連携を図りながら監査を実施しました。

(5) 内部監査の実施状況について

内部監査担当は、内部監査計画書に基づき、業務全般にわたる監査を実施し、代表取締役社長に報告しました。

## 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	11,420,690	流動負債	2,021,500
現金及び預金	9,166,329	買掛金	852,650
売掛金及び契約資産	2,183,756	未払金	113,661
仕掛品	1,242	未払費用	148,748
前払費用	64,096	未払法人税等	307,380
その他	11,845	未払消費税等	179,157
貸倒引当金	△6,580	賞与引当金	381,043
固定資産	1,554,381	その他	38,858
有形固定資産	86,231	固定負債	2,132,718
建物	68,267	退職給付引当金	2,110,716
工具、器具及び備品	17,964	その他	22,001
無形固定資産	25,344	負債合計	4,154,218
ソフトウェア	21,093	純資産の部	
電話加入権	94	株主資本	8,474,297
その他	4,156	資本金	526,584
投資その他の資産	1,442,804	資本剰余金	737,116
投資有価証券	580,984	資本準備金	531,902
長期前払費用	676	その他資本剰余金	205,214
繰延税金資産	742,125	利益剰余金	8,976,471
敷金	104,022	利益準備金	10,500
その他	20,671	その他利益剰余金	8,965,971
貸倒引当金	△5,675	繰越利益剰余金	8,965,971
資産合計	12,975,071	自己株式	△1,765,874
		評価・換算差額等	346,554
		その他有価証券評価差額金	346,554
		純資産合計	8,820,852
		負債純資産合計	12,975,071

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,342,598
売上原価	14,271,514
売上総利益	3,071,084
販売費及び一般管理費	1,412,385
営業利益	1,658,698
営業外収益	
受取利息及び配当金	6,967
受取保険金	3,000
保険事務手数料	684
未払配当金除斥益	866
その他営業外収益	320
	11,839
営業外費用	
固定資産除却損	22
自己株式取得費用	43,268
その他営業外費用	12
	43,302
経常利益	1,627,234
税引前当期純利益	1,627,234
法人税、住民税及び事業税	493,015
法人税等調整額	△60,724
当期純利益	432,290
	1,194,944

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金
当期首残高	526,584	531,902	88,524	620,426	10,500	8,502,549
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△731,522
当期純利益						1,194,944
自己株式の取得						
自己株式の処分			116,690	116,690		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	116,690	116,690	—	463,422
当期末残高	526,584	531,902	205,214	737,116	10,500	8,965,971

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	8,513,049	△596,184	9,063,874	301,809	301,809	9,365,684	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△731,522		△731,522			△731,522	
当期純利益	1,194,944		1,194,944			1,194,944	
自己株式の取得		△1,187,873	△1,187,873			△1,187,873	
自己株式の処分		18,184	134,874			134,874	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）				44,745	44,745	44,745	
事業年度中の変動額合計	463,422	△1,169,689	△589,576	44,745	44,745	△544,831	
当期末残高	8,976,471	△1,765,874	8,474,297	346,554	346,554	8,820,852	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 2～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒れの実績等を勘案した繰入率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ソフトウェア開発については、顧客との契約で定められた成果物を顧客に引き渡すことが履行義務となっております。顧客との契約で定められた成果物に対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、成果物を顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## II. 貸借対照表に関する注記

1. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額  
 売掛金 2,183,075千円  
 契約資産 680千円
2. 資産から直接控除した減価償却累計額  
 有形固定資産の減価償却累計額 167,022千円

## III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,798,988	—	—	20,798,988
合計	20,798,988	—	—	20,798,988
自己株式				
普通株式	2,548,608	1,003,450	77,688	3,474,370
合計	2,548,608	1,003,450	77,688	3,474,370

(変動事由の概要)

自己株式

- 公開買付けによる増加 1,000,000株
- 単元未満株式の買取りによる増加 3,450株
- 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 77,688株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日定時株主総会	普通株式	365,007	20.00	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年10月31日取締役会	普通株式	366,514	20.00	2024年9月30日	2024年12月6日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月25日開催の第54回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	433,115	25.00	2025年3月31日	2025年6月26日

#### IV. 退職給付に関する注記

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しております。また、当社はポイント制を採用しており、計算の基礎に予想昇給率を組み入れておりません。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,014,970千円
勤務費用	139,839千円
利息費用	20,149千円
数理計算上の差異の発生額	21,752千円
退職給付の支払額	△84,077千円
退職給付債務の期末残高	2,112,634千円

###### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	2,112,634千円
未認識数理計算上の差異	△1,918千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,110,716千円
退職給付引当金	2,110,716千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,110,716千円

###### (3) 退職給付費用及びその他内訳項目の金額

勤務費用	139,839千円
利息費用	20,149千円
数理計算上の差異の費用処理額	3,541千円
確定給付制度に係る退職給付費用	163,530千円

###### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.0%
-----	------

## V. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	663,687千円
賞与引当金	116,599千円
未払法定福利費	17,891千円
減価償却費	766千円
未払事業税	24,292千円
ゴルフ会員権	13,003千円
株式報酬費用	33,873千円
長期未払金	6,930千円
その他	40,479千円
繰延税金資産小計	917,524千円
評価性引当額	△16,034千円
繰延税金資産合計	901,490千円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△159,364千円
繰延税金負債合計	△159,364千円
繰延税金資産純額	742,125千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
特別税額控除	△4.0%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	△1.2%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が14,848千円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が19,402千円増加し、その他有価証券評価差額金が4,553千円減少しております。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等に限定し、資金調達については自己資金で賄っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては取引先別に期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが一ヶ月以内の支払期日であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については、次表に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	579,304	579,304	—
資産計	579,304	579,304	—

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,680

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	579,304	—	—	579,304
資産計	579,304	—	—	579,304

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## VII. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	情報システムサービス等	合計
	ソフトウェア開発		
金融ソリューション	12,296,381	351,147	12,647,528
非金融ソリューション	4,695,069	—	4,695,069
顧客との契約から生じる収益	16,991,451	351,147	17,342,598
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	16,991,451	351,147	17,342,598

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社のソフトウェア開発事業では、主として顧客独自の仕様を持つソフトウェア開発を行っており、顧客との契約で定められた成果物を顧客に引き渡すことが履行義務となっております。顧客との契約で定められた成果物に対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、成果物を顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。

これは、当社が開発を行っているソフトウェアは、顧客独自の仕様を持つことから別に転用できない資産が生じ、かつ、完了した部分については対価を強制的に收受する権利を有するからであります。また、成果物の顧客への移転と当社が投入する工数（すなわち、発生する原価）の間には直接の関係があるため、履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ソフトウェア開発に関する取引の対価は、顧客による成果物の検収後、概ね3か月以内に受領しております。そのため、顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

当社は分解情報として、「金融ソリューション」「非金融ソリューション」と表示しておりますが、収益を認識する方法は同一であります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,183,075
契約資産	680
契約負債	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	2,719
1年超2年以内	—
2年超3年以内	—
3年超	—
合計	2,719

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 509円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 65円35銭  |

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 東邦システムサイエンス  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任  
社員 公認会計士 葛 貫 誠 司  
業務執行社員

指定有限責任  
社員 公認会計士 小 沼 香王理  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦システムサイエンスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、執行役員、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類・契約書等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに代表取締役、取締役、執行役員と定期的に意見の交換を行いました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらにはそれらをもとに、会計監査人の評価・選解任に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの体制整備・運用に関しては、経営環境の変化に応じた取り組みが継続的に行われているものと認められ、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社東邦システムサイエンス 監査役会

常勤監査役 田邊直樹 印

社外監査役 木之下圭 印

社外監査役 兵働広記 印

以 上